

社会福祉法人悠生会役員等報酬規程

(適用の範囲)

第1条 社会福祉法人悠生会の常勤理事、非常勤理事及び監事、評議員、評議員選任・解任委員に対する報酬については、この規程の定めるところによる。

(非常勤理事及び監事、評議員、評議員選任・解任委員に対する報酬)

第2条 報酬は、無報酬とする。但し、会議に出席したときは、費用弁償費として1日につき10,000円を支給する。

また、理事長はこの他に経営指導及び研修会等に出向いた場合、1日につき10,000円を支給することができる。

なお、宿泊を伴う会議等については、旅費規程による。

(常勤理事の報酬)

第3条 常勤理事に対しては、報酬を支給することができる。

2. 常勤理事の報酬の額については、職員給与規程により支給する。

(理事長の報酬)

第4条 理事長に対しては、月額800,000円を上限として、報酬を支給することができる。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決により行う。

付 則

1. この規程は、平成30年6月22日から施行する。